

【8 - 1 . 亀沢地区 各エリア共通】 開発行為・景観形成説明書

項 目	景観形成基準	配慮事項（配慮事項を記載して下さい）	照合	現況の把握・分析 と 計画での具体的な配慮事項	照合
土 地 利 用	事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。				
	事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。				
	事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする				
	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。				
	電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。				
	良好な景観を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を 100 m ² とする。				
造成等	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面が生じないようにする。				
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。				